

# 能代市における 「固定資産価格決定通知書」 の取扱い変更に関するお知らせ

秋田地方法務局能代支局と能代市の間において、地方税法第382条及び第422条の3の規定に基づく通知が電子化されました。

従来、不動産（土地・建物）の所有権保存登記や所有権移転登記等の登記申請に必要な登録免許税の課税標準については、能代市長が交付した『固定資産価格決定通知書』等を登記申請者が登記申請の添付書類として秋田地方法務局へ提出していただいておりますが、令和8年4月1日から以下のとおり手続等が一部変更となりました。

✚能代市内の不動産（土地・建物）について、所有権保存登記や所有権移転登記等の登記申請をされる際に、能代市長が交付しておりました「固定資産価格決定通知書」は、令和8年3月31日をもって廃止されました。ただし、当分の間、未評価物件などで、登記官が必要と判断した場合には、「価格通知書」の無料交付を受けることができます。

✚「固定資産価格決定通知書」に代わるものとして、「固定資産税課税明細書（納税通知書送付時に添付）」を使用できますが、同課税明細書をお持ちでない場合は、能代市長が発行する「固定資産評価証明書」（有料）又は「固定資産名寄帳兼課税台帳の写し」（有料）等を取得することにより不動産価格を確認することができます。

※「固定資産評価証明書」、「固定資産名寄帳兼課税台帳の写し」の請求方法等につきましては、能代市総務部税務課固定資産税係（Tel0185-89-2127）までお問い合わせください。

✚登記申請をされる際は、「固定資産税課税明細書」、「固定資産評価証明書」等により、これまでと同様に不動産価格を事前に調査の上、適正に登録免許税を納付していただく必要があります。

令和8年4月

秋田地方法務局能代支局

# 潟上市における 「固定資産価格決定通知書」 の取扱い変更に関するお知らせ

秋田地方法務局と潟上市の間において、地方税法第382条及び第422条の3の規定に基づく通知が電子化されました。

従来、不動産（土地・建物）の所有権保存登記や所有権移転登記等の登記申請に必要な登録免許税の課税標準については、潟上市長が交付した『固定資産価格決定通知書』等を登記申請者が登記申請の添付書類として秋田地方法務局へ提出していただいておりますが、令和8年4月1日から以下のとおり手続等が一部変更となりました。

✚潟上市内の不動産（土地・建物）について、所有権保存登記や所有権移転登記等の登記申請をされる際に、潟上市長が交付しておりました「固定資産価格決定通知書」は、令和8年3月31日をもって廃止されました。ただし、当分の間、未評価物件などで、登記官が必要と判断した場合には、「価格通知書」の無料交付を受けることができます。

✚「固定資産価格決定通知書」に代わるものとして、「固定資産税課税明細書」を使用できますが、同課税明細書をお持ちでない場合は、潟上市長が発行する「固定資産評価証明書」（有料）を取得することにより不動産価格を確認することができます。

※「固定資産評価証明書」の請求方法等につきましては、潟上市税務課資産税班（Tel018-853-5308）までお問い合わせください。

✚登記申請をされる際は、「固定資産税課税明細書」、「固定資産評価証明書」等により、これまでと同様に不動産価格を事前に調査の上、適正に登録免許税を納付していただく必要があります。

令和8年4月

秋田地方法務局

# 男鹿市における 「固定資産価格決定通知書」 の取扱い変更に関するお知らせ

秋田地方法務局と男鹿市の間において、地方税法第382条及び第422条の3の規定に基づく通知が電子化されました。

従来、不動産（土地・建物）の所有権保存登記や所有権移転登記等の登記申請に必要な登録免許税の課税標準については、男鹿市長が交付した『固定資産価格決定通知書』等を登記申請者が登記申請の添付書類として秋田地方法務局へ提出していただいておりますが、令和8年4月1日から以下のとおり手続等が一部変更となりました。

✚男鹿市内の不動産（土地・建物）について、所有権保存登記や所有権移転登記等の登記申請をされる際に、男鹿市長が交付しておりました「固定資産価格決定通知書」は、令和8年3月31日をもって廃止されました。ただし、当分の間、未評価物件などで、登記官が必要と判断した場合には、「価格通知書」の無料交付を受けることができます。

✚「固定資産価格決定通知書」に代わるものとして、「固定資産税課税明細書（納税通知書送付時に添付）」を使用できますが、同課税明細書をお持ちでない場合は、男鹿市長が発行する「固定資産評価証明書」（有料）又は「固定資産名寄帳兼課税台帳」（有料）等を取得することにより不動産価格を確認することができます。

※「固定資産評価証明書」、「固定資産名寄帳兼課税台帳」の請求方法等につきましては、男鹿市税務課課税班（Tel0185-24-9135）までお問い合わせください。

✚登記申請をされる際は、「固定資産税課税明細書」、「固定資産評価証明書」等により、これまでと同様に不動産価格を事前に調査の上、適正に登録免許税を納付していただく必要があります。

令和8年4月

秋田地方法務局